

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 新潟県規則第29号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略)	1 (略)
(この規則の失効)	(この規則の失効)
2 この規則は、 <u>平成35年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。